



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

ベトナムの個人データ保護法草案の概要

1. はじめに
2. 本件草案の概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2024年12月19日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです。(<https://www.tkao.com/news/news-5842/>)。

1. はじめに

ベトナムにおける個人データ保護に関する直接的な法令としては、2023年4月17日に制定され、同年7月1日から施行されている個人データ保護に関する議定(Decree No. 13/2023/ND-CP。以下「Decree 13」といいます。)があるところ、Decree 13の概要については、2023年6月22日付 Vietnam Newsletter¹(以下「2023年 Newsletter」)で取り上げたとおりです。

その後、2024年2月に、公安省より、議定であるDecree 13の上位法である個人データ保護に関する法律(以下「個人データ保護法」といいます。)を制定する必要があるとの提案がなさ

¹ <https://www.tkao.com/news/newsletter-2023-2/>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2024

れ(2024年2月29日付の「個人データ保護法制定提案書類」²等参照)、これに関しパブリックコメントの募集等がなされました。

そして、2024年9月に、公安省は、個人データ保護法の草案(以下「本件草案」といいます。)及び本件草案の制定に関する政府から国会宛の説明書案(以下「説明書案」といいます。)を公開し³、2024年9月24日から11月24日までパブリックコメントの募集等がなされていました。

パブリックコメントの内容等を踏まえ、本件草案の調整等がなされるものと思われませんが、本件草案上の施行日は2026年1月1日となっており(本件草案第68条第1項)、また、説明書案には、2025年5月の国会で可決する旨記載されており、早ければ2025年5月に制定、2026年1月施行の可能性があります。

この点、2024年12月11日午前に開催された国会常務委員会では、国会が2025年5月に本件草案に関する意見を提出し、2025年末までに可決することが決定され⁴、制定時期が上記よりは後になったと思われるものの、このような決定がなされた以上、2025年末までに個人データ保護法が制定される可能性は高まったともいえます。

既に施行済みのDecree 13に関しては、事業者側に個人データ処理処影響評価書類の作成等の義務が課されているのみならず(Decree 13 第24条等)、当局の運用上も不明確な点がある等の関係上、事業者側にとっても相当程度の負担や混乱等が生じており、このような現状を踏まえますと、今後、個人データ保護法が制定された場合には、更なる負担や混乱等が生じる可能性があるものと考えられます。

本件草案に規定されている内容は多岐にわたるところ、本稿では、紙面の許す限り、特に重要と思われる点につき、本件草案の概要を取り上げます(但し、草案であるため、今後内容変更等される可能性が十分にあることにはご留意ください。)

2. 本件草案の概要

(1) 労務管理及び採用における個人データ保護に関する規定

Decree 13の文言上、自社従業員の情報を会社運営の為に最低限利用するだけのような場合(例えば、労務管理に使用するために従業員の氏名、住所を保存する場合等)についても「個人データの処理」に該当し(Decree 13 第2条第7号)、データ主体の同意取得や影響評価書類の作成等が必要になり得ることは2023年Newsletterの2(2)の箇所に記載のとおりであり、また、多くの事業者においても、これを前提とした対応をしているものと認識しています。

この点、本件草案は、労務管理及び採用における個人データ保護に関する規定を設けており、上記の点を明確化すると共に、新たな義務などを課しています。具体的には下記枠内のとおりであり(本件草案第26条各項)、特に以下の点に留意する必要があります。

- (i) 採用のために公開されている内容のリスト又は労働者の書類(例えば、労働契約書等)に記載されている情報に限って提供を要求することができること。
- (ii) 労働者の書類において提供された情報は、法令の規定に従って処理され、かつ、データ主体の同意を得なければならないこと。
- (iii) 労働者の書類は、法令の規定に従って期限付きで保存され、かつ、不要になった場合又は規定に従った期間が満了した場合には、削除されなければならないこと。

² <https://chinhphu.vn/du-thao-vbqppl/ho-so-de-nghi-xay-dung-luat-bao-ve-du-lieu-ca-nhan-6312>

³ <https://bocongan.gov.vn/van-ban/van-ban-du-thao/du-thao-luat-bao-ve-du-lieu-ca-nhan-491.html#parentHorizontalTab4>

⁴ <https://vnexpress.net/quoc-hoi-se-xem-xet-luat-bao-ve-du-lieu-ca-nhan-4826367.html>

- (iv) 労働者の個人データを、グローバル労働者データデジタルシステムにアップロードする場合、(a)個人データを収集及び処理する法人は、データ収集及び処理が合法であることを証明できなければならない、(b)データ主体は、自身が提供した情報の合法性に関し責任を負うこと。
- (v) ベトナム領土上で、生活している、勤務しているベトナム人を採用し、かつ、その従業員の個人データを処理する外国会社は、(a)ベトナムの法令の規定に従い個人データ保護に関する法令の規定を遵守すること、(b)労働者の個人データ処理に関し、ベトナムにおける投資会社との間の文書、合意、契約を有すること、(c)必要な場合には、法令の規定を遵守するために、ベトナム領土上で生活、勤務するベトナム人である従業員のデータの写しを、ベトナムにおける投資会社に対し提供すること
- (vi) 会社の従業員である労働者の管理のために技術的措置を適用する個人データ処理は、(a)管理に関し、会社従業員が明確に認識し、かつ、同意することを基礎として、法令の規定に適合した管理措置を適用し、かつ、データ主体の権利及び利益を確保すること、(b)個人データ処理影響評価書類において労働者の管理の措置、技術、内容に関する情報を明記すること、(c)法令が許可していない内容の技術、技術的ソリューション及び管理を利用しないことを誓約すること

まず、(iv)に関しては、本件草案及びその他の法令上、「グローバル労働者データデジタルシステム」に関する規定がないため、具体的に何を指しているか明確ではありません(グローバルで活動している人材紹介会社を指している可能性もありますし、あるいは、グローバル企業の社内用の全世界従業員管理システム等を指している可能性も否定はできないように思われます。)

また、(v)に関しては、ベトナムで生活等しているベトナム人を採用しようとする外国会社(日本企業等)に対し適用される点に留意が必要です。この点、「ベトナムにおける投資会社」は、原文上、ベトナムで投資をしている会社をいうのか、あるいは、ベトナムの投資会社をいうのかは必ずしも明確ではなく、混乱が生じる可能性も否定できないように思われます。

(2) 一定の活動等における個人データ保護に関する規定

本件草案は、ビッグデータ処理等の一定の活動等における個人データ保護に関する規定(本件草案第 21 条ないし第 25 条、第 27 条、第 31 条等)を設けており、データ主体の同意の取得等といった義務のほか、例えば、以下のような義務を課している点にはご留意ください。

- **マーケティングサービス事業:** マーケティングサービス事業をする組織、個人は、マーケティングサービスのために、自身の事業活動を通じて収集した顧客の個人データのみを使用することができること、データ主体がマーケティングサービスからの情報の受け取りの停止を要求した場合に直ちに停止しなければならないこと、マーケティング事業を実施又は実施をサポートするために、他の組織を雇ったり、合意したりしてはならないこと(本件草案第 21 条第 1 項、第 4 項、第 5 項)等
- **行動ターゲティング広告サービス事業:** 行動ターゲティング広告サービス事業をする組織、個人は、データ主体が、異なる状況に関し、データ共有を拒否することができる活動を確立しなければならないこと(本件草案第 22 条第 2 項)等
- **ビッグデータ処理:** 個人データ処理者としての役割で活動する会社は、個人データ保護の専門機関により登録され、管理されなければならないこと(本件草案第 23 条第 3 項)等
- **人工知能:** データ主体に個人データ自動処理を通知し、アルゴリズム、人工知能、自動システムがデータ主体の合法的権利及び利益に対し及ぼす影響を説明すること(本件草案第 24 条第 2 項)等
- **クラウドコンピューティング:** クラウドコンピューティングサービスを提供する企業と個人データ処理に関連する契約、合意を締結する組織、個人は、個人データ保護に関するベトナム法令の規定の実施等を契約、合意内容中に明記すること等を要求しなければならない、クラウドコンピューティングサービスを提供する企業は、個人データ保護に関するベトナム法令の規定の実施等をしなければならないこと(本件草案第 25 条第 2 項第 a 号、第 3

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

項第 a 号)等

- **金融、銀行、信用、信用情報活動**:金融、銀行、信用会社は、信用情報を売買せず、また、金融、信用、信用情報組織間で信用情報を違法に譲渡してはならないこと(草案第 27 条第 1 項第 a 号)等
- **ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、サイバー空間を通じて視聴者に直接提供される情報通信サービス(OTT)**:SNS、OTT を提供する組織、個人は、アカウント認証要素とするために、人民カード、身分証の写真撮影を要求してはならないこと、利用者に対し、Cookie の収集、共有を拒否できるようにすること等(草案第 31 条第 1 項第 c 号、第 d 号)。

(3) 個人データ処理影響評価書類及び外国への個人データ移転影響評価書類に関する規定

本件草案においても、Decree 13 と同様に、個人データ処理影響評価書類及び外国への個人データ移転影響評価書類の作成及び保存等について規定されています(本件草案第 44 条第 1 項、第 2 項、草案第 45 条第 3 項、第 4 項)。

そして、書類に記載する内容については、Decree 13 と共通する部分が多いものの、(i)個人データ処理影響評価書類については、(a)個人データ保護組織及び個人データ保護専門家に関する情報、(b)個人データ保護に関する法令の規定の遵守状況の説明及び評価、(c)個人データ保護に関する信用格付文書(本件草案第 44 条第 1 項第 b 号、第 i 号、第 1 号、第 2 項第 b 号、第 g 号、第 k 号)が、(ii)外国への個人データ移転影響評価書類については、(a)個人データ保護組織及び個人データ保護専門家に関する情報(本件草案第 45 条第 3 項第 b 号)が追加等されています。

まず、個人データ保護組織及び個人データ保護専門家(上記(i)(a)及び(ii)(a))については、「個人データ保護組織」とは、個人データ管理者等から個人データ保護部門の指定を受けた組織(本件草案第 2 条第 15 号)、「個人データ保護専門家」とは、個人データ管理者等から個人データ保護の人員として指定され、個人データ保護に関する技術的及び/又は法的能力を有し、個人データ処理影響評価書類等に具体的に記載される者(本件草案第 2 条第 17 号)と定義されており、この個人データ保護組織や個人データ保護専門家については、一定の条件を充足した上で、個人データ保護の専門機関の承認を受ける必要があるものとされています(本件草案第 36 条、第 37 条、第 38 条等)。

また、個人データ保護に関する法令の規定の遵守状況の説明及び評価(上記(i)(b))については、詳細は不明ですが、事業者側において法令の規定を詳細に分析等する必要性が生じる可能性があります。

さらに、個人データ保護に関する信用格付文書(上記(i)(c))については、本件草案上必ずしも明確ではないものの、個人データ保護の専門機関により証明、委任され、個人データ保護に関する信用度を鑑定、検査、確認、格付けする能力を有する組織である個人データ保護信用格付組織(本件草案第 2 条第 21 号)により発給される個人データ処理に関連する組織、個人の信用度を評価した文書(本件草案第 2 条第 20 号)をいうものと考えられます。当該組織や文書の詳細については別途規定されることになるとは思われ、今後の動向に注視する必要があるものと思われれます。

3. 終わりに

本件草案には、Decree 13 と重複するように見える内容もあるものの、今回取り上げた内容以外にも、健康、保険情報に関連する個人データ(本件草案第 28 条)、位置データ(本件草案第 30 条)、生体認証データ(本件草案第 32 条)に関する規定が設けられており、本件草案が制定・施行された場合の事業者側への影響は大きいものと思われれます。また、本件草案には、簡単に確認する限りでも一定の誤記や不明確な点が存在するため、本件草案の文言が今後変更されなかった場合、混乱が生じることも予想されます。今後の状況が流動的であると考えられることに照ら

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2024

すと、皆様がベトナムに進出し事業運営する際には、ベトナムでの最新の実務状況を十分に把握することが望ましいと思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2024